

愛媛大学校友会学生サークル団体特別支援金に関する申合せ

〔平成28年3月8日〕
校友会会長裁定

（目的）

第1 この申合せは、愛媛大学の全学サークル団体のうち、全国大会に出場する団体に対し、愛媛大学校友会（以下「校友会」という。）予算を原資とする愛媛大学学生サークル団体特別支援金（以下「特別支援金」という。）を交付することにより、全国大会出場に伴う経済的負担を軽減し、課外活動の振興及び学生団体の活性化を図ることを目的とする。

（交付の基準）

第2 特別支援金の交付は、次の各号に該当する愛媛大学の全学サークル団体（以下「サークル団体」という。）に対して行う。

- （1）地区予選等で特に優秀な成績を収め、全国大会に出場すること
- （2）全国大会出場に伴う経費等に著しく困難をきたしていること

（交付額）

第3 特別支援金の交付額は、校友会会長が認める額とする。

（交付申請）

第4 特別支援金を申請しようとするサークル団体は、当該年1月1日から12月31日までに開催される大会について、同年12月末日までに、「愛媛大学校友会学生サークル団体特別支援金申請書」（別紙様式）を愛媛大学教育・学生支援機構長（以下「機構長」という。）に提出する。

2 前項の申請書には、次の資料を添付する。

- （1）地区予選等で特に優秀な成績を収め、全国大会への出場が決定したことが分かる資料
- （2）大会実施要領
- （3）大会の参加登録者名簿（選手、補欠、マネージャー等の区分を記載すること。）
- （4）全国大会結果が確認できる資料
- （5）領収書（原本）
- （6）大会参加に要した経費の内訳が分かる書類（様式任意）。レンタカー借上料は対象経費としない。ただし、運転手付き貸切バスの借上げに要する経費は対象とする。

3 機構長は、第1項の申請書に基づき、全国大会の規模及び位置付け、団体の自己負担額、他の助成金の有無等を総合的に審査し、その結果を踏まえて、校友会会長に推薦する。

（特別支援金の交付決定及び交付）

第5 校友会会長は、第4第3項の推薦を受けて、交付の可否を決定し、機構長に通知する。

2 機構長は、申請のあったサークル団体に対し、審査結果を通知し、校友会会長から特別支援金を交付する。

(その他)

第6 この申合せにより難い場合は、校友会会長が別に定める。

附 則

この申合せは、平成28年4月1日から施行する。

この申合せは、令和8年9月1日から施行する。

愛媛大学校友会学生サークル団体特別支援金申請書

年 月 日

愛媛大学校友会会長 殿

下記の記載事項に相違ありません。
貴会の学生サークル団体特別支援金の交付を受けたいので申請します。

サークル名			
サークル代表者	学生証番号	学部	
	氏名		
	連絡先；	メール；	
サークル顧問	所属	職名	
	氏名		
	連絡先；	メール；	
	☐ 顧問教員は、本書類内容を確認・承諾しています。		

特別支援金の交付を希望する理由